



11月25日 東京都労働委員会

救済申立受理

JR東日本 が行う不当労働行為の実例

東京地本は「労使間の取り扱いに関する協約」が締結された2020年5月15日以降「地本・支部の組合事務所の早期設置」を会社に求めてきました。

2020年5月15日 協約締結

第57号2『会社は、組合事務所の使用につき、本部及び地方本部、ならびに支部ごとに1箇所を上限として許可するものとする』

以降、担当者のやりとりで組合事務所の便宜供与を求めるも「場所がない」と繰り返し回答する会社。

2021年8月27日 会社が2021年10月1日付での協約改訂を通知

第57号2「本部及び地方本部、**ならびに支部**」→「本部及び地方本部」*支部が削除されることに。

2021年8月30日 組合事務所使用許可願を提出

東京支社に**地本事務所及び支部事務所の設置を求め**「組合事務所使用許可願(様式5)(甲3号証)」を提出。

2021年9月26日 本部一本社間で団体交渉開催

早期の便宜供与を求めるも、会社の動きに変化はない。

2021年9月28日 東地申第24号団体交渉申し入れ

地本・支部事務所の早期設置を求め「東地申第24号申し入れ」を提出。

2021年10月1日 協約改定

改定前の協約に基づいて提出した「組合事務所使用許可願」に則り、地本・支部事務所を継続して求める。

2021年12月22日 東地申第27号団体交渉

便宜供与について、会社は「示せる場所がない」と繰り返し回答。

2022年3月 ようやく地本事務所の便宜供与が実現

しかし、支部事務所は未だ便宜供与されていない。

2022年6月13日 東地申第24号団体交渉開催

東京支社「**事務所を便宜供与しなとなれば、不利益扱いとなる**」「**組合事務所使用許可願を受理したことは消えはしない**」と回答。

会社は上記のように団体交渉で回答するも、未だ支部事務所の便宜供与は行われていません。会社は「組合事務所使用許可願を受理した事実は消えない」と回答したのですから、その当時の協約に則って支部事務所を早期に示すべきです。

当時の協約に則り、早期に示さないことは、

協約不履行の不当労働行為です！